

# マイナンバー制度における制度上の保護措置及びシステム上の保護措置

## マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

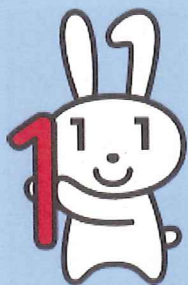
## 制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

## システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施





# マイナンバー制度の広報

平成30年4月  
内閣府 大臣官房番号制度担当室

# マイナンバー広報 基本方針 (平成30年4月時点)

- 政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開
- 引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイナポータルの利活用促進について広報を展開
- マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつきめ細かな広報を展開
- 様々な対象者の属性・ニーズに応じ、あらゆる媒体を活用した広報を展開

## 一般国民向け広報

- ◆ 平成27年は3月、8月、10月（通知）、12月に集中広報を実施、平成28年も1月（利用開始）以降、5月まで集中広報を実施、平成29年は1月～3月にマイナンバーカード申請促進の集中広報、8月に情報連携及びマイナポータルの本格運用に向けたマイナンバーカード申請促進の集中広報を実施、平成30年は1月～3月に子育て世代及び若者向けの集中広報を実施
- ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
  - ・ 現役世代、高齢者、若者、女性、障害者、外国人など、多様な世代・対象にきめ細かなアプローチ
  - ・ テレビCM、新聞記事下広告、新聞折込広告、ラジオ、雑誌、WEB広報、SNS等の多様なメディアを活用
  - ・ 全国のイベント・祭りなどで「マイナちゃん」がPR

## 民間事業者向け広報

- ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
  - ・ 新聞記事下広告、動画DVD、事業者向けパンフレット、ポスター等に加え、個人情報保護委員会の民間事業者向けガイドラインや、税・社会保障関連情報を周知
  - ・ ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンなどを活用し、リアルタイムの情報を発信
- ◆ 経済団体等との連携  
経済団体等を通じ、所属企業及び従業員に対して理解促進を図るとともに、民間事業者向けの説明会等を実施
- ◆ 制度所管省庁との連携  
個人情報保護委員会や国税庁等と連携し、ホームページやリーフレットなどで鮮度の高い情報を提供

# マイナンバー制度広報（カード関係を含む）の主要テーマ

- マイナンバー制度の更なる理解促進に向けた広報
  - ✓マイナンバーやマイナンバーカードのセキュリティ対策について丁寧に説明し、引き続きマイナンバー制度の定着に努める。
  - ✓情報連携に伴う省略可能な書類の情報などについて、正確な情報をタイムリーに提供する。
- マイナンバーカードの更なる申請促進
  - ✓マイナンバーカードの利便性・将来像などについて訴求し、カードの申請促進を図る。
  - ✓特に、若者、子育て世代などターゲットに応じた媒体を活用し、マイナンバーカードの取得メリットを訴求する。
- ぴったりサービスの利用促進（特に子育てワンストップサービス）
  - ✓子育てに関するサービス検索やオンライン申請ができることなどの利便性について訴求する。
  - ✓児童手当の現況届の提出時期や保育所等入所申請時等、タイミングを捉えた広報を展開する。
  - ✓特に、オンライン申請にはマイナンバーカードが必要なことから、申請時期を踏まえた広報を展開する。
- 地方公共団体等との連携
  - ✓上記広報に当たっては、地方公共団体と緊密に連携しながらきめ細かい広報に努める。
  - ✓特に、転出入や確定申告など住民と接する機会を活用した広報展開を検討する。

## ●マイナンバー制度広報関連イベント

2018年

2019年

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

●進学・就職

●次年度保育所入所申込

●児童手当の現況届

●年末調整

●確定申告

●省略可能な書類の増加（情報連携）

●証券口座への番号提供猶予期間満了

# マイナポータル「子育てワンストップサービス」利用に向けた マイナンバーカード申請促進の集中広報

## 1. ホームページ特設サイトの開設

「子育てワンストップサービス特設サイト」を開設

[http://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/card\\_start\\_contents.html#oss](http://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/card_start_contents.html#oss)

## 2. 政府広報の活用

- ・ ニュースアプリ「SmartNews」へ広告掲載：H29/8/28(月)～9/4(月)
- ・ 新聞記事下広告の実施：H29/8/31(木)朝刊 ※全国70紙

## 3. 動画コンテンツの作成・配信

マイナポータル及び子育てワンストップサービスの紹介動画を作成

- ・ 子育てワンストップサービス紹介動画  
「マイナンバーカードでますます便利に！育児の味方！子育てワンストップサービスとは？」  
「保育所の申請がWEBで!?電子申請やってみました！（兵庫県神戸市）」  
➡ WEBメディアを通じて配信したほか、ホームページに掲載
- ・ マイナポータル紹介動画「マイナちゃんに聞いてみよう！マイナポータル!!」  
➡ 全国の地方公共団体にDVDを配布、窓口等での活用を依頼

## 4. 広報用チラシ

各種サービスの利用場面を紹介するチラシを4種類作成

➡ ホームページに掲載したほか、地方公共団体へ素材提供

※平成29年7月4日付けで事務連絡を発出し、マイナンバーカードの申請について、サービス利用開始時期を踏まえ、タイミングを捉えた広報の実施を依頼

## 5. メディアへの記事掲載

育児誌、経済誌のほかウェブメディアにマイナポータルの特集記事を掲載



▲政府広報・記事下広告



▲子育てワンストップサービス紹介動画

# マイナンバー制度の周知・広報実績①

## 1. 地方イベント等へのブース出展 (H30/2~H30/3)

- ・全国各地のテレビ局、ラジオ局等が主催するイベントに、マイナンバー制度、マイナンバーカードをPRするブースを出展 (計10会場)

## 2. テレビCM

- ・「マイナンバーカード／子育ておたすけカード」篇 (劇団ひとりさん出演)  
放送期間 H30/1/18(木)~1/31(水) ※期間計：全国39局
- ・「マイナンバーカード／学生さんおたすけカード」篇 (サンドウィッチマンさん出演)  
放送期間 H30/4/1(日)~



▲地方イベントの様子

## 3. 新聞記事下・突出し広告

- ・「マイナンバーカードをつくってみた、使ってみたらラクできた。」  
掲載日：H30/1/20(土)~1/22日(月) ※全国70紙
- ・「この春ひとり立ちするお子さんに」  
掲載日：H30/1/29(月)~2/4(日) ※全国70紙



▲Smart News



▲TVCM子育ておたすけカード篇

## 4. WEB広告、その他の広告

- ・バナー広告 (Google、Yahoo!、楽天など) H30/1/22(月)~
- ・動画広告 (YouTube、Facebook、Twitter、LINEなど) H30/1/22(月)~
- ・ラジオ番組 (「School of Lock!」TOKYO FM (JFN系全国38局ネット) H30/1/22(月)
- ・コンビニ広告(ローソン、ファミリーマート ※レジ液晶画面) H30/2/20(火)~26(月)
- ・ビジネス誌、少年誌、女性誌等への広告出稿 H30/2、3の発売誌 計12誌
- ・デジタルサイネージ (産婦人科医院待合室TVモニター) H30/2/1(木)~
- ・インフルエンサーマーケティング (20人によるSNSを利用した体験談投稿) H30/2/23~

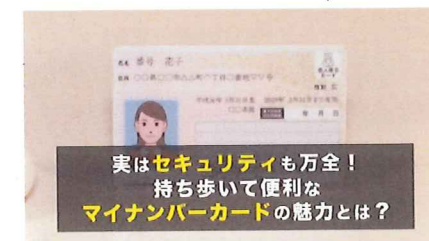


▲web動画学生さんおたすけカード

# マイナンバー制度の周知・広報実績②

## 5. 地方公共団体との連携

- ▶ 地方公共団体に対して、事務連絡を发出
  - ・ 国の広報と連携した「マイナンバーカード申請促進キャンペーン」等の実施について（平成29年9月）
  - ・ 児童手当関連手続のオンライン申請に向けたマイナンバーカードの取得促進について（平成30年3月）
  - ・ マイナンバー制度の誤解払拭のための広報について（平成30年3月）
- ▶ 地方公共団体に対して、これまでに以下の資料（主なもの）を提供
  - ・ 子育て世代向け、若者向けなどの対象別に、マイナンバーカードのメリットを訴求する動画を作成
  - ・ チラシ「マイナンバーまるわかりガイド」  
⇒ 平成30年3月更新 全自治体に2種類計400万部を配布
  - ・ 聴覚障害者向け手話動画  
⇒ 平成28年7月にホームページで公開し、全自治体や関係団体にDVDを計6500枚を配布
  - ・ 視覚障害者向け資料「①点字資料、②大活字資料、③音声CD」  
⇒ 平成30年3月更新 全自治体に各2万部を配布
  - ・ 副教材「15歳になったら知っておきたい What's マイナンバー？」  
⇒ 中学校3年生等を対象に約160万部作成  
全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校を通じて平成29年6月に配布
  - ・ 外国語チラシ・QA（6か国語）  
⇒ 平成30年3月更新
  - ・ マイナちゃんの着ぐるみ貸出（平成27年6月～）  
⇒ 平成30年4月1日現在 46都道府県275回



▲マイナンバーカードの紹介動画



▲マイナンバーまるわかりガイド



▲副教材／教師用ガイド

# マイナンバー制度の周知・広報実績③

## 6. 他府省・経済団体等との連携

### ➤ 国税庁との連携

- 確定申告に向けたチラシを作成（平成29年11月）  
⇒ 全国の税務署に計365万部を配布
- 不動産の売主・貸主を対象としたチラシを更新（平成29年10月）  
⇒ ホームページへの掲載に加え、関連協会（5団体）に会員企業への周知を依頼

### ➤ 日本証券業協会との連携

- 新聞記事下広告を実施（平成29年11月、平成30年1月）  
⇒ 証券口座、NISA口座へのマイナンバー提供を周知

### ➤ 全国銀行協会との連携

- 預貯金口座の新規開設者や保有者に対して、マイナンバー届出の協力を依頼するためのチラシ及びポスターを作成（平成29年7月）  
⇒ 全銀協ウェブサイト等への掲載に加え、全国の銀行等に掲示  
※平成29年10月には全国の信用金庫やJA等でもポスター掲示

### ➤ 経済団体等（7団体）との連携

- 会員企業の従業員等に対するマイナンバー制度の周知やマイナンバーカードの取得促進、社員証等やサービス提供におけるマイナンバーカードの活用に関する取組みへの協力を依頼（平成29年11月）



▲不動産の売主・貸主向けのチラシ



▲日証協 記事下広告（平成30年1月掲載）



▲全銀協チラシ



# マイナンバー制度の周知・広報実績④

## 7. 動画コンテンツ

### ➤ 平成29年5月配信

・マイナちゃんの「ここがポイント！マイナンバーカード」

- ①15歳から自分で申請！ ②スマホで申請OK！ ③コンビニで証明書発行！
- ④マイナポータルにログイン！ ⑤身分証明書になる！

### ➤ 平成29年8月配信

- ・マイナンバーカードでますます便利に！育児の味方！子育てワンストップサービスとは？
- ・マイナちゃんに聞いてみよう！マイナポータル!!

### ➤ 平成29年11月配信

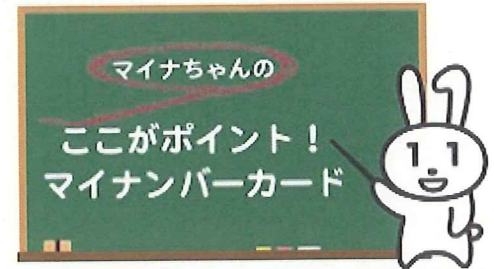
・あなたのマイナンバーカードがポイントカードに!?ポイント無駄なく地域を応援!! (群馬県前橋市)

### ➤ 平成30年2月配信

・保育所の申請がWEBで!?電子申請やってみました! (兵庫県神戸市)

### ➤ 平成30年3月配信

- ・実はセキュリティも万全！持ち歩いて便利なマイナンバーカードの魅力とは？
- ・マイナちゃんの「マイナンバー制度の安全対策紙芝居」



## 8. その他

### ➤ WEBを活用した広報

⇒ 政府広報オンライン、内閣府ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンで最新情報を発信



# マイナンバー ホームページ

※5言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語）に対応！

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー



## ●マイナンバー制度 説明資料（動画）



## ●マイナンバー制度 説明資料



▲マイナンバーまるわかりガイド  
A3版（中折り）



▲マイナンバーまるわかりガイド  
A4版（三つ折り）

## ●マイナンバー公式SNS・メルマガ

### マイナンバーメールマガジン

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/mailmagazine/mailmagazine.html>



マイナンバー公式Twitterアカウント

@MyNumber\_PR



マイナちゃんのマイナンバー日記

<https://www.facebook.com/mynadiary>

## ●マイナポータルの特設ページ



# マイナンバーに便乗した詐欺の対応

- 内閣官房、国民生活センター等のホームページで平成27年9月から注意喚起
- 内閣府・個人情報保護委員会・消費者庁・総務省連名で具体的な相談事例を踏まえた注意事項と相談窓口一覧を整理し、平成27年10月1日に公表（事例を追加し、平成29年12月に更新）

## 《これまでの主な相談事例》

- 行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報进行调查中」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨の取得のために、FAX等により、マイナンバーの提出を求められた。
- 「マイナンバーが順次届き、みんな手続きをしているが、あなたはしているか、早くしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。
- 対応しないと高額な罰金が科されると過度に誇張して商品販売や業務契約を強引に取り付けようとする電話
- 行政機関の職員を名のる者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。
- 公的機関を名乗る者から電話で偽のマイナンバーを教えられた。その後、別の者から公的機関に寄付するのにマイナンバーを貸してほしいと言われ、教えた。  
翌日、寄付を受けたとする機関を名乗る者から電話で「マイナンバーを教えたことは犯罪」と言われ、記録改ざんのために金銭を要求され、現金を渡してしまった。 など

## 《相談窓口》

- マイナンバー  
総合フリーダイヤル  
0120-95-0178
  - 消費者ホットライン  
188 (いやや!)
  - 警察 相談専用窓口  
#9110  
又は 最寄りの警察署まで
  - マイナンバー  
苦情あっせん相談窓口  
03-6457-9585
- ※ 市区町村でもマイナンバーに関する問合せに対応

# マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

 <sup>マイナンバー</sup> 0120-95-0178 (無料)

**※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください※**

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050-3818-1250

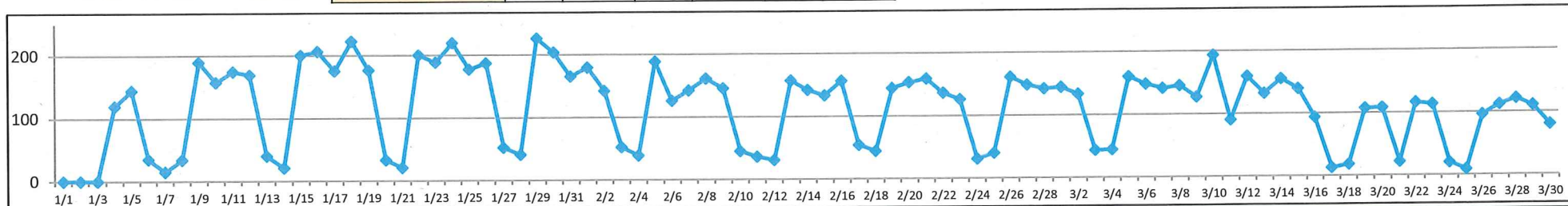
※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 0120-0178-27

# ● マイナンバーコールセンター 2018年1月～2018年3月度お問い合わせ内容概要

## ❖ 応答件数の推移

平日平均件数	1月	184件	2月	184件	3月	100件
--------	----	------	----	------	----	------



## ❖ お問合せ種別

属性	1月		2月		3月		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個人	2,069	54.6%	2,154	67.1%	1,676	53.8%	5,899	58.3%
法人	1,628	43.0%	989	30.8%	1,140	36.6%	3,757	37.1%
自治体	46	1.2%	40	1.2%	45	1.4%	131	1.3%
官公庁	14	0.4%	3	0.1%	12	0.4%	29	0.3%
その他	32	0.8%	26	0.8%	241	7.7%	299	3.0%
合計	3,789	100.0%	3,212	100.0%	3,114	100.0%	10,115	100.0%

## ❖ よくあるご質問(3月度)

- ・民間企業からマイナンバーカードのコピーの提示を求められているがこれは実際コピーをとって提出してもいいのですか？
- ・証券会社から番号の提出を求められたが、なぜ提出しなければならないのですか？
- ・扶養控除等申告書の保管期限について、どのくらいの期間を保管すればよいですか？
- ・預貯金付番について、番号を提供することは任意ですか？義務ですか？

## ❖ センターに寄せられた主なご意見(3月度)

- ・セキュリティの観点から本人確認書類のコピーの送付方法をもう少し厳格化してほしい。
- ・自治体における住民票の発行について地域差があり、一部地域のマイナンバーカードの利便性が損なわれているのではないかと。
- ・マイナポータルで医療関連の手続きができるようになると利便性が向上するのではないかと。特に高額医療制度の請求を自宅で完結できるのであれば外出が困難な利用者にとって非常に便利になるのではないかと。

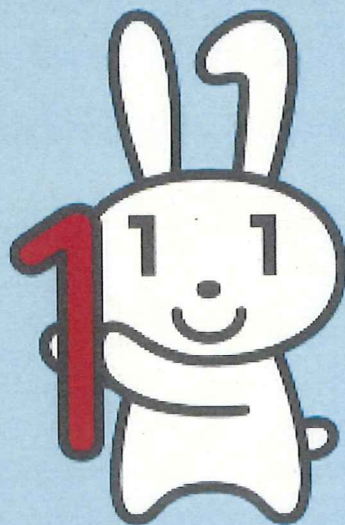
## ❖ お問い合わせ内容

	1月		2月		3月		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
総論	885	23.4%	706	22.0%	555	17.8%	2,146	21.2%
個人番号関連	357	9.4%	340	10.6%	338	10.9%	1,035	10.2%
カード関連	419	11.1%	483	15.0%	438	14.1%	1,340	13.2%
民間事業者における取扱い	1,167	30.8%	672	20.9%	768	24.7%	2,607	25.8%
個人情報の保護	19	0.5%	12	0.4%	8	0.3%	39	0.4%
マイナポータル関連	81	2.1%	73	2.3%	51	1.6%	205	2.0%
今後のスケジュール等	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	2	0.0%
法人番号関連	513	13.5%	374	11.6%	382	12.3%	1,269	12.5%
システム関連	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
条例関連	1	0.0%	3	0.1%	5	0.2%	9	0.1%
広報関連	1	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	3	0.0%
詐欺関連	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	345	9.1%	547	17.0%	566	18.2%	1,458	14.4%

# 中小規模事業者向け

## はじめてのマイナンバーガイドライン

～マイナンバーガイドラインを読む前に～



個人情報保護委員会事務局

(留意事項)

○本資料は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の概要をご理解いただくために、中小規模事業者(注)向けにまとめたものです。

(注) 中小規模事業者とは、原則として従業員の数が100人以下の事業者を指します。(詳細は、本資料の5ページを参照してください。)

○特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な事務に当たっては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を参照してください。

(個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>)

# 個人番号（マイナンバー）・特定個人情報のルール（マイナンバー4箇条）

## 取得・利用・提供 のルール (2ページへ)



- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

## 保管・廃棄 のルール (3ページへ)



- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

## 委託 のルール (4ページへ)



- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

## 安全管理措置 のルール (5ページへ)



- 漏えいなどを起こさないために

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



個人番号・特定個人情報の**取得・利用・提供**は、**番号法によって限定的**に定められています。



**取得**

**社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理するために必要がある場合**に限って、従業員等に**個人番号の提供を求め**ることができます。

※社会保障及び税に関する書類：源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 など

《提供を求める時期》

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務が発生した時点が原則。
- 契約を締結した時点等のその事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

[提供を求める時期の事例]

※給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めるとも可能であると解されます。

※地代等の支払調書の作成事務の場合は、賃料の金額により契約の締結時点で支払調書の作成が不要であることが明らかである場合を除き、契約の締結時点で個人番号の提供を求めるとも可能であると解されます。



※本人確認は、個人番号カード（顔写真が付いています）なら、とても簡単！



**利用  
・  
提供**

事業者は、**社会保障及び税に関する書類**に従業員等の**個人番号・特定個人情報を記載**して、**行政機関等及び健康保険組合等に提出**することとなります（個人番号関係事務）。

その他、**番号法で限定的に定められている場合以外の場合**は、個人番号・特定個人情報を**利用・提供することはできません**。

会社

支払調書(イメージ)

支払いを受ける者 **個人番号** 1234... 氏名 番号太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを受ける者 **個人番号** 5678... 氏名 難波一郎

被保険者資格取得届(イメージ)

個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678...	難波一郎	28.4.1
9876...	難波花子	28.4.1





**必要がある場合だけ保管**が可能、**必要がなくなったら廃棄**が必要です。



**保管**

特定個人情報、**社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合**に限り、**保管し続ける**ことができます。

※個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。

[継続的に保管できる場合の事例]

\*雇用契約等の継続的な契約関係にある場合には、従業員等から提供を受けた個人番号を給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。

\*従業員等が休職している場合には、復職が未定であっても雇用契約が継続していることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。

\*土地の賃貸借契約等の継続的な契約関係にある場合も同様に、支払調書の作成事務のために継続的に個人番号を利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。



**廃棄**

**社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合**で、所管法令において定められている**保存期間を経過した場合**には、**個人番号**をできるだけ速やかに**廃棄又は削除**しなければなりません。

《個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄》

○個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することとなります。

○削除又は廃棄の作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する必要があります。

<個人番号の廃棄のタイミング>

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において判断してください（Q&Aにも記載しています。）。

廃棄又は削除を前提とした「保管体制」をとることが望ましいでしょう。



**委託先の必要かつ適切な監督**が必要です。再委託する場合は、**最初の委託者の許諾**が必要です。



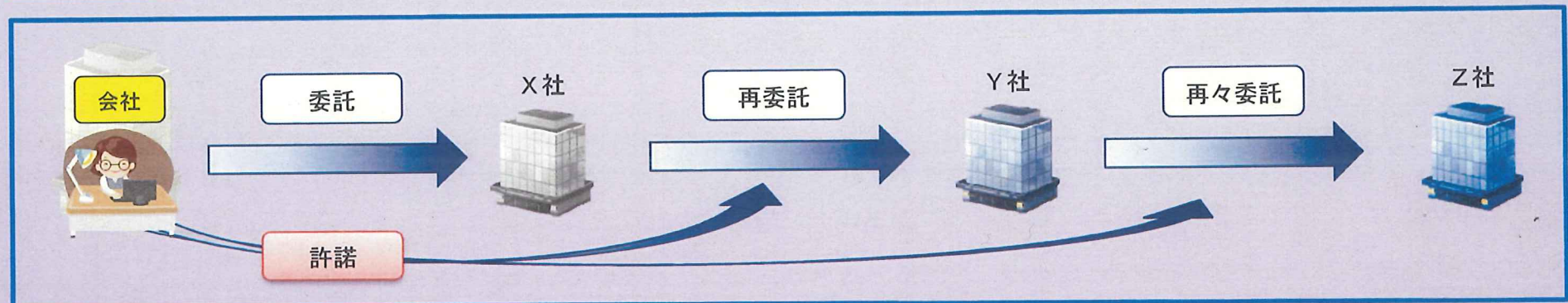
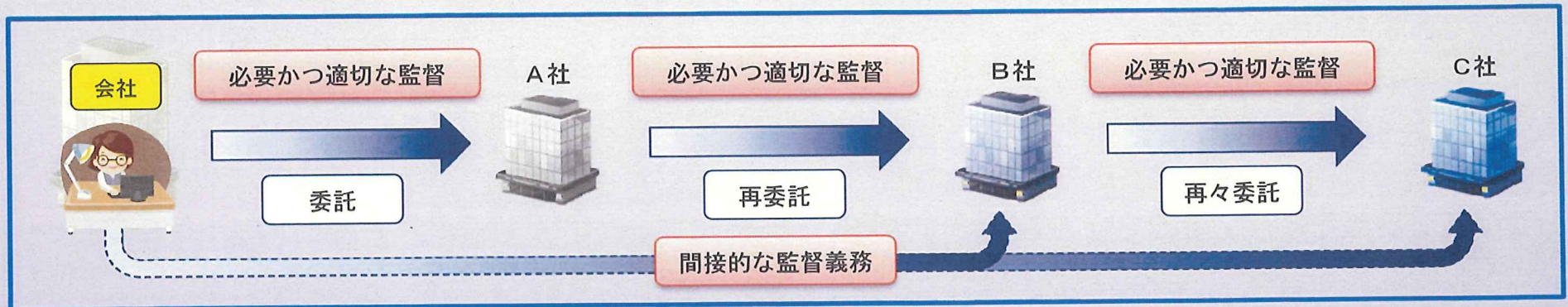
委託者は、委託先において、番号法に基づき**委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置**が講じられるよう**必要かつ適切な監督**を行わなければなりません。

### 委託

委託先が**再委託する場合は、最初の委託者の許諾**を得た場合に限り、再委託をすることができます。  
※再々委託以降も同様です。

#### 《必要かつ適切な監督》

- ①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 委託者は、委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。
- 契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。
- 委託者は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。

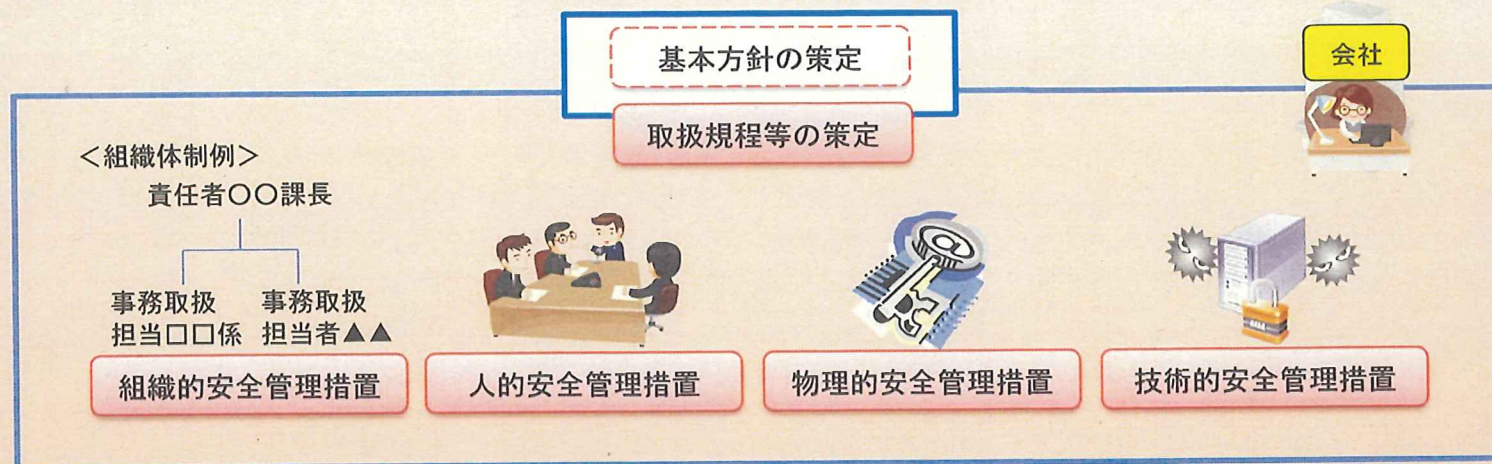


個人番号・特定個人情報を保護するために、**必要かつ適切な安全管理措置**が必要です。



安全管理措置

個人番号・特定個人情報の**漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な措置**を講じなければなりません。また、**従業者に対する必要かつ適切な監督**も行わなければなりません。



- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。
- 中小規模事業者における対応方法は、参考資料（6ページ以降）を参照してください。



【中小規模事業者とは】

事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者をいいます。ただし、次に掲げる事業者を除きます。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者

「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置」の中小規模事業者における対応方法 (抜粋)

安全管理措置は、事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、適切な手法を採用してください。

中小規模事業者における対応方法	? ヒント ?
<p>A 基本方針の策定 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。</p>	<p>➤ 基本方針の策定は義務ではありませんが、作ってあれば従業員の教育に役立ちます。</p>
<p>B 取扱規程等の策定 ○ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。 ○ 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。</p>	<p>➤ 業務マニュアル、業務フロー図、チェックリスト等に、マイナンバーの取扱いを加えることも考えられます。</p>
<p>C 組織的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。</p>	
<p>a 組織体制の整備 ○ 事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。</p>	<p>➤ けん制効果が期待できる方法です。</p>
<p>b 取扱規程等に基づく運用 c 取扱状況を確認する手段の整備 ○ 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。</p>	<p>➤ 例えば、次のような方法が考えられます。 ・業務日誌等において、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況等を記録する。 ・取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。</p>
<p>d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 ○ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。</p>	<p>➤ 業務遂行の基本、「ほうれんそう」(報告・連絡・相談)を確認しましょう。</p>
<p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し ○ 責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。</p>	<p>➤ 事業者のリスクを減らすための方策です。</p>
<p>D 人的安全管理措置 事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければならない。</p>	
<p>a 事務取扱担当者の監督 事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。</p>	<p>➤ 従業員の監督・教育は、事業者の基本です。 従業員にマイナンバー4箇条を徹底しましょう(1ページ参照)。</p>
<p>b 事務取扱担当者の教育 事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。</p>	

E 物理的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

➤ 事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により異なりますが、例えば、壁又は間仕切り等の設置及び覗き見されない場所等の座席配置の工夫等が考えられます。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。

➤ 事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により異なりますが、例えば、書類等を盗まれないように書庫等のカギを閉める等が考えられます。

c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

○ 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

➤ 置き忘れ等にも気を付けましょう。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

○ 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

➤ 事業者のリスクを減らすために大切です。

F 技術的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

a アクセス制御

b アクセス者の識別と認証

○ 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。  
○ 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

➤ 担当者以外の者に勝手に見られないようにしましょう。

c 外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

➤ インターネットにつながっているパソコンで作業を行う場合の対策です。例えば、次のような方法が考えられます。  
・ウイルス対策ソフトウェア等を導入する。  
・機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態にする。

d 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

➤ インターネットにつながっているパソコンで作業を行う場合の対策です。例えば、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられます。

# 小規模事業者必見！

マイナンバーガイドラインのかんどころ  
～入社から退職まで～



平成29年5月版  
個人情報保護委員会事務局

乙第34号証

社員のマイナンバーはこちら

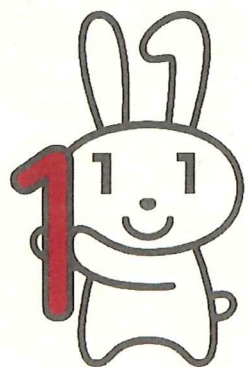
入 社

源泉徴収票などの作成

退 職

社員以外のマイナンバーはこちら

支払調書の作成



社員の入社から退職まで

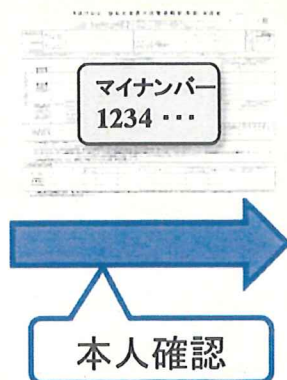
税理士や大家・地主の  
マイナンバーも使います



# 入社

マイナンバーが記載された書類

新入社員



会社



マイナンバーは大切に保管しましょう。



保管



個人番号カードなら、これだけで本人確認ができます。

通知カードで本人確認する場合は、「通知カード」＋「写真付身分証明書」  
(例：運転免許証、写真付き学生証・社員証)などで確認しましょう。



○社員からマイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書など）を取得しましょう。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することをお知らせ！

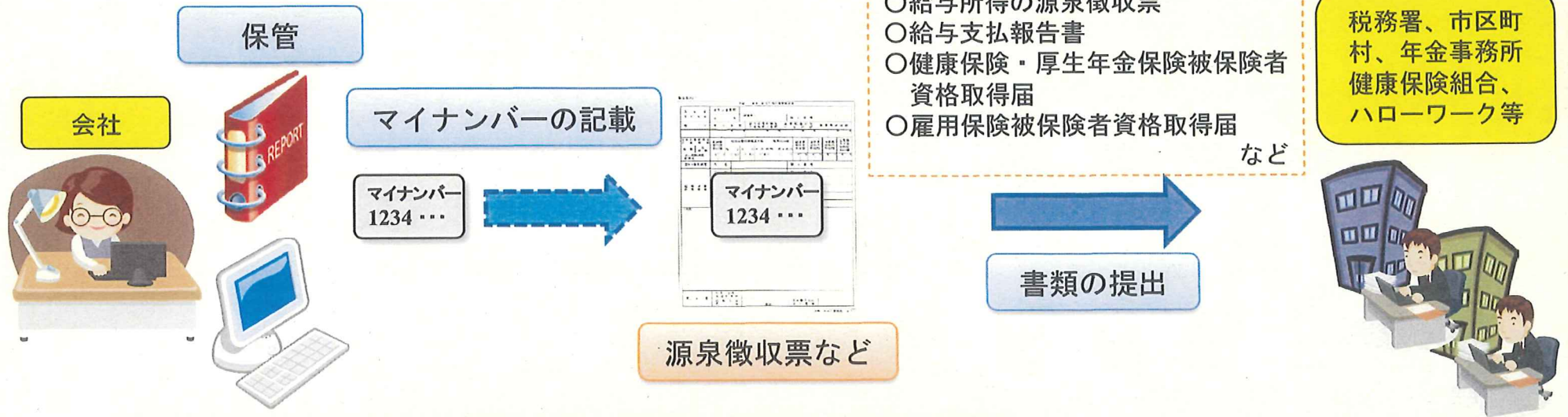
○社員からマイナンバーを取得したら、個人番号カードなどで本人確認を行いましょう。

○マイナンバーが記載されている書類は、カギのかかるところに大切に保管しましょう。

○マイナンバーが保存されているパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウィルス対策ソフトを入れておきましょう。



## 源泉徴収票などの作成



大切に保管していたマイナンバーを行政手続書類に記載します。

- マイナンバーを扱う人を決めておきましょう。
- マイナンバーの記載や書類を提出したら、業務日誌などに記録するようにしましょう。
- 源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記載されている書類を外部の人に見られたり、机の上に出っぱなしにしたりしないようにしましょう。

# 退職

マイナンバーが記載された書類

退職する人



マイナンバー  
4321...

本人確認



会社

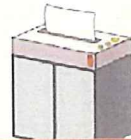


保管

マイナンバーの記載

マイナンバー  
4321...

必要なくなったら廃棄



【マイナンバーを記載する書類例】

- 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 雇用保険被保険者資格喪失届

など

税務署、市区町村、年金事務所  
健康保険組合、ハローワーク等

書類の提出



源泉徴収票など

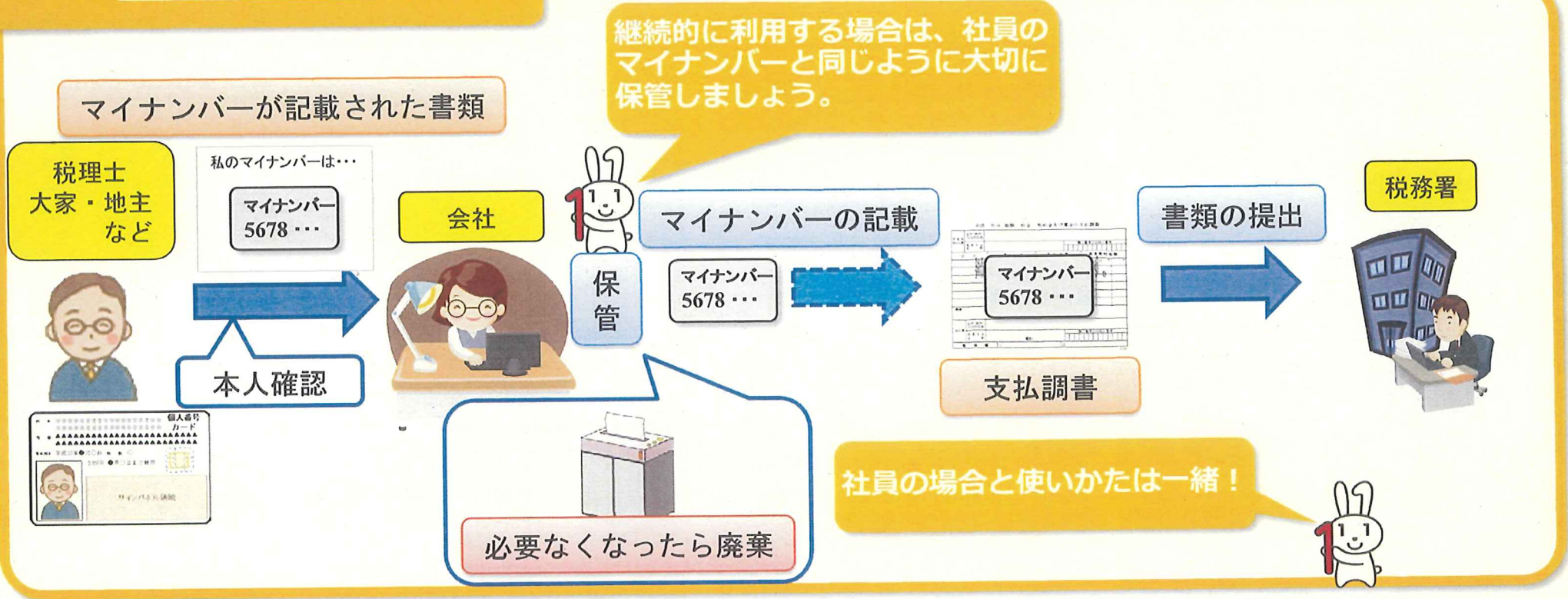


復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーなどで廃棄しましょう。



- 退職所得の受給に関する申告書など、退職する人からもらう書類にマイナンバーが含まれています。
- 退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認することで対応可能！
- 保存期間が過ぎたものなど、必要なくなったマイナンバーは廃棄しましょう。マイナンバーを書いた書類は、そのままゴミ箱に捨ててはいけません。

# 支払調書の作成



○税理士や大家・地主などからマイナンバーを取得しましょう。取得の際は、「支払調書作成事務」等で利用することをお知らせ！本人確認も忘れずに！

○気をつけることは、社員のマイナンバーと同じです。

- ・カギのかかるところに大切に保管、最新のウィルス対策ソフトの導入
- ・マイナンバーを使う人の特定、業務日誌などへの記録、机の上に出しっぱなしにしない
- ・必要がなくなったマイナンバーは廃棄

## 平成30年度税制改正の大綱

平成29年12月22日  
閣議決定

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

## 一 個人所得課税

## 1 個人所得課税の見直し

## (1) 給与所得控除等

(国税・地方税)

① 給与所得控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律10万円引き下げる。

ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(12) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

(13) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。

#### 〈国民健康保険税〉

(14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 58 万円（現行：54 万円）に引き上げる。

(15) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に  
乗すべき金額を 27.5 万円（現行：27 万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に  
乗すべき金額を 50 万円（現行：49 万円）に引き上げる。

(16) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

#### （備考）森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

##### (1) 森林環境税（仮称）の創設

###### ① 基本的な仕組み

###### イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

###### ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額 1,000 円とする。

###### ハ 賦課徴収

省 令

○総務省令第八十三号  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年十二月二十六日  
総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>2 市町村長は、法第三百二十一條の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者(以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。)に対する前項の表(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務者用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一條の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。)を、第九條の三の三第一項に規定する方法又は第十條第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報(第九條の三の三において「通知情報」という。)を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付(法第三百二十一條の四第七項(法第三百二十一條の六第二項において準用する場合を含む。))又は前項の規定による通知事項の提供(除く)を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>2 市町村長は、法第三百二十一條の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者(以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。)に対する前項の表(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務者用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一條の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。)を、第九條の三の三第一項に規定する方法又は第十條第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報(第九條の三の三において「通知情報」という。)を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付(法第三百二十一條の四第七項(法第三百二十一條の六第二項において準用する場合を含む。))又は前項の規定による通知事項の提供(除く)を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。</p> <p>4・5 [略]</p>

改正後	改正前
<p>1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二項及び第三項は、平成三十年年度以後の年度の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p> <p>○総務省令第二号 外務省令第二号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十條の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 平成二十九年十二月二十六日 総務大臣 野田 聖子 外務大臣臨時代理 野田 聖子 外務大臣 菅 義偉 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令(平成十一年外務省令第一号)の一部を次のように改正する。 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令(平成十一年外務省令第一号)の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p>	<p>(法第三百二十一條の四第七項に規定する総務省令で定める方法)</p> <p>第九條の三の三(法第三百二十一條の四第七項(法第三百二十一條の六第二項において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。)に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一條の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイル)を用い、次項において同じ。)に通知情報を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。 (経過措置) 2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二項及び第三項は、平成三十年年度以後の年度の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p> <p>○総務省令第二号 外務省令第二号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十條の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 平成二十九年十二月二十六日 総務大臣 野田 聖子 外務大臣臨時代理 野田 聖子 外務大臣 菅 義偉 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令(平成十一年外務省令第一号)の一部を次のように改正する。 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令(平成十一年外務省令第一号)の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p>

情報提供ネットワークシステム等の  
設計・開発等業務

仕 様 書

平成26年3月

内閣官房 社会保障改革担当室

## 目次

<b>1 調達件名</b> .....	<b>1-1</b>
<b>2 作業の概要</b> .....	<b>2-1</b>
2.1 背景と目的 .....	2-1
2.2 用語の定義 .....	2-3
2.3 業務の概要 .....	2-7
2.4 情報システム化の範囲 .....	2-12
2.5 作業内容・納入成果物 .....	2-15
<b>3 情報システムの要件</b> .....	<b>3-1</b>
3.1 機能要件 .....	3-3
3.2 画面要件 .....	3-28
3.3 帳票要件 .....	3-31
3.4 情報・データ要件 .....	3-33
3.5 外部インターフェイス要件 .....	3-37
<b>4 規模・性能要件</b> .....	<b>4-1</b>
4.1 規模要件 .....	4-1
4.2 性能要件 .....	4-3
<b>5 信頼性等要件</b> .....	<b>5-1</b>
5.1 信頼性要件 .....	5-1
5.2 拡張性要件 .....	5-2
5.3 上位互換性要件 .....	5-3
5.4 システム中立性要件 .....	5-3
5.5 事業継続性要件 .....	5-4
<b>6 情報セキュリティ要件</b> .....	<b>6-1</b>
6.1 権限要件 .....	6-1
6.2 情報セキュリティ対策 .....	6-3
<b>7 情報システム稼動環境</b> .....	<b>7-1</b>
7.1 全体構成 .....	7-1
7.2 ハードウェア構成 .....	7-1
7.3 ソフトウェア構成 .....	7-2
7.4 ネットワーク構成 .....	7-3
7.5 多言語対応要件 .....	7-6
<b>8 テスト要件定義</b> .....	<b>8-1</b>
8.1 テスト計画の作成 .....	8-1
8.2 テスト要件 .....	8-2
<b>9 導入要件定義</b> .....	<b>9-1</b>
9.1 導入に係る要件 .....	9-1
9.2 教育に係る要件 .....	9-3
<b>10 運用要件定義</b> .....	<b>10-1</b>
10.1 情報システムの操作・監視等要件 .....	10-1
10.2 データ管理要件 .....	10-6
10.3 運用施設・設備要件 .....	10-8
<b>11 保守要件定義</b> .....	<b>11-1</b>



1 1.1	業務アプリケーションの保守 .....	1 1-1
1 1.2	ハードウェア保守 .....	1 1-3
1 1.3	ソフトウェア保守 .....	1 1-5
1 1.4	通信回線保守 .....	1 1-7
<b>1 2</b>	<b>作業の体制及び方法 .....</b>	<b>1 2-1</b>
1 2.1	作業体制 .....	1 2-1
1 2.2	開発方法 .....	1 2-1
1 2.3	瑕疵担保責任 .....	1 2-7
<b>1 3</b>	<b>特記事項 .....</b>	<b>1 3-1</b>
1 3.1	受託者の条件 .....	1 3-1
1 3.2	入札制限 .....	1 3-4
1 3.3	書類の貸与 .....	1 3-5
1 3.4	再委託 .....	1 3-5
1 3.5	著作権等の帰属 .....	1 3-6
1 3.6	機密保持 .....	1 3-6
1 3.7	環境への配慮 .....	1 3-7
1 3.8	開発作業場所 .....	1 3-7
1 3.9	業務改善に係る提案 .....	1 3-8
1 3.10	指示等の書面主義 .....	1 3-8
1 3.11	遵守すべき法令等 .....	1 3-8
1 3.12	その他 .....	1 3-9
1 3.13	本仕様書に関する照会先 .....	1 3-11
<b>1 4</b>	<b>妥当性証明 .....</b>	<b>1 4-1</b>
1 4.1	調達担当課室の長 .....	1 4-1
1 4.2	番号制度 推進管理補佐官 .....	1 4-1
1 4.3	CIO 補佐官等 .....	1 4-1

**【附属資料】**

- 附属 1 全体スケジュール (案)
- 附属 2 全体機能構成図
- 附属 3 体制図
- 附属 4 役割分担表

## 6 情報セキュリティ要件

情報セキュリティ対策の検討に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成24年4月26日情報セキュリティ政策会議）」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（平成24年4月18日情報セキュリティ対策推進会議決定）」を遵守すること。また、これらの見直しを実施された場合は、その内容を適切に反映し、セキュリティ対策の見直しを行うこと。また、以下に示す要件は、現時点での想定であり、受託者は、調査研究等の結果を踏まえ、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこと。なお、以下に示す要件は「7 情報システム稼動環境」に示す環境下で実現することになるため、前提となるシステム構成を十分に理解した上でセキュリティ対策の提案を行うこと。

### 6.1 権限要件

下記①から④に示す権限管理、アクセス制御及びアカウントの管理を行えるよう、「3. 1. 3 (2) のユーザー管理機能」にて当該機能の実装を行うこと。

- ① 情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体（職員、システム運用要員、利用機関等）を識別するための認証を行うこと。
- ② 表 6. 1-1 を参考に、各種情報資産の格付け及び取扱制限等の管理ルールを策定し、利用者の職責に応じたアクセス制御・利用制限を行うこと。
- ③ 主体のアクセス権を適切に管理するため、アカウントを管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。
- ④ システム管理者権限をもつ主体の認証については、多要素認証を行う機能を持たせる等、厳格なアクセス制限を行うこと。

表 6.1-1 情報提供ネットワークシステムの利用者と役割

項番	区分	利用者	役割
1	コアシステム	システム管理者	コアシステムに係るシステム管理全般を行う。
2		システム運用要員	コアシステムのマスターテーブル更新やサーバーメンテナンス等のシステム運用作業を実施する。
3		業務管理者	業務担当者が行う業務（照会許可照合リスト情報等の更新や情報提供等記録の開示等）の管理を行う。
4		業務担当者	特定個人情報マスターや照会許可照合リスト情報の更新や新規に接続する情報保有機関の登録・更新・削除等を行う。 情報提供等記録等の開示等の対応を行う。 コアシステムの利用状況の統計をとり、帳票出力等を行う。
5		暗号化通信用等電子証明書管理機能運用要員	暗号化通信用等電子証明書管理機能の管理、システム運用作業を行う。 本機能の運用要員に係る職務権限設定の詳細は、RFC 3647（インターネット X.509 PKI：証明書ポリシーと認証実施フレームワーク）を参考にして設計工程で検討し、システムの利用者設定を行えるようにすること。
6	監視・監督システム	システム管理者	監視・監督システムに係るシステム管理を行う。
7		システム運用要員	監視・監督システムのマスターテーブル更新やサーバーメンテナンス等のシステム運用作業を実施する。
8		業務管理者	業務担当者が行う業務（情報提供等記録の分析、通知された不正兆候の調査等）の管理を行う。
9		業務担当者	情報提供等記録の分析、通知された不正兆候の調査等を行う。
10	インターフェイスシステム	システム管理者	インターフェイスシステムに係るシステム管理を行う。
11		システム運用要員	インターフェイスシステムのマスターテーブル更新やサーバーメンテナンス等のシステム運用作業を実施する。
12		業務管理者	業務担当者が行う業務（インターフェイスシステム集約 ASP における情報保有機関の管理等）の管理を行う。
13		業務担当者	インターフェイスシステム集約 ASP における情報保有機関の登録・更新・削除やインターフェイスシステム集約 ASP における各種利用条件の調整等を行う。

※ 情報提供ネットワークシステムの利用者は、上記のとおり、事務処理を行う者ではなく、主にはシステムの運用管理やこれに付随する各種業務を行う者となる。このため、これら要員として、行政機関の職員が多数配置されることは想定しておらず、少数の行政機関の職員とシステム運用受託者の要員で構成されることを想定している。（ただし、監視・監督システムの業務管理者・業務担当者は、特定個人情報保護委員会の職員が登録されることを想定するため、組織の規模に応じた職員が登録される。）

## 6.2 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に係る方針を以下に示す。本システムは、政府共通ネットワーク及び LGWAN 等を利用することから、受託者は関係府省等から政府共通ネットワーク及び LGWAN 等で実施しているセキュリティ対策の詳細仕様を内閣官房を通じて入手し、セキュリティ対策の責任範囲を明確化し、セキュリティ設計等を行うこと。なお、以下に示す要件は、現時点での想定であり、受託者は調査研究等の結果を踏まえ、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととする。

### 6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策

#### (1) データ保護

- ① 情報提供ネットワークシステム等に蓄積された情報の搾取や漏えいを防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。
- ② 情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

#### (2) マルウェア対策

- ① アンチウィルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を行う機能を備えること。
- ② 外部ネットワークからのマルウェアの侵入や、万が一マルウェアに侵入された場合の外部ネットワークへの不正な通信等を監視し、侵入の検知、防止及び当該マルウェアによる外部通信の遮断等を行うこと。
- ③ システムに保持される重要な情報資産やプログラム及びその設定ファイルに対し、マルウェアによる不正アクセス、改ざん、すり替え等の攻撃に対する検知や防止を行えるよう、セキュリティ対策を施すこと。
- ④ 新たに発見されるマルウェアに対応するため、機能の更新が可能であること。
- ⑤ システム全体としてマルウェアの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理できること。

#### (3) システム管理・システム運用におけるセキュリティ対策

- ① システムを構成する機器を管理し、不正な機器の置き換えや不正なソフトのインストールによるセキュリティ侵害を防止できるようにすること。

- ② システムを構成する機器やインストールされるソフトウェアに対する設定ファイルが不正に設定されないよう、システム管理者やシステム運用者の認証や権限設定を厳格に行うこと。また設定ファイルの不正な修正が行われた場合、それを直ちに検知できるよう、差分分析等により設定ファイルの原本性を確保できること。
- ③ システムのバックアップにあたり、バックアップを実施する権限の管理やアクセス制御を行い、バックアップデータの漏えい防止を行うこと。またバックアップデータの暗号化を行い、漏えい時の被害を極小にできること。
- ④ サーバー機器への不正アクセス等による被害を極小化する為、サーバーへの不正アクセスの防止や万が一侵入された場合の検知・通知を行えるようにすること。
- ⑤ ソフトウェアのセキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。なお、セキュリティパッチ等によるソフトウェアの脆弱性の修正は、オペレーティングシステムやミドルウェアなどのソフトウェア製品だけでなく、本調達で設計・開発するソフトウェアについても考慮すること（脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。）。

#### **(4) 鍵管理**

- ① システムに用いる暗号鍵は鍵管理装置等により保護できること。
- ② 暗号鍵の使用にあたり、生成、利用、廃棄等のライフサイクル管理と、鍵の使用におけるアクセス制御を行うこと。

#### **(5) その他不正アクセス、内部不正等へのセキュリティ対策**

- ① 情報システムに対する不正アクセス、不正操作、業務外利用等の不正行為発生に備え証拠を蓄積すること。
- ② 証拠の不正な消去、改ざんを防止するため、証拠に対するアクセス制御や不正行為に対する追跡が可能であること。
- ③ 不正行為に迅速に対処するため、通信内容の監視及びサーバー装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知できること。
- ④ 不正行為の追跡や解析等を容易にするため、サーバー機器、ネットワーク機器、クライアント機器等システム内の機器を正確な時刻に同期すること。
- ⑤ 正当な権限を持つ内部職員による内部不正や、外部攻撃によるセキュリティインシデントの放置を防止する為、上記①～④によるログ等の証拠に対し、当該事象を特定できること。また、運用段階にて証拠に基づき定期的な監査の実施を可能とすること。

## **(6) 仮想化に係るセキュリティ対策**

- ① システムに仮想化技術を適用する場合、仮想マシンの脆弱性に対し、セキュリティパッチ等の適用を行うこと。
- ② また仮想マシン間通信傍受や仮想マシンへの攻撃等、特有の脆弱性に対し、必要な対策を施すこと。

### **6.2.2 ネットワークにおけるセキュリティ対策**

- ① 通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備えること。
- ② 不正な通信、サービス停止攻撃等に対し通信の遮断や通信量の抑制等により、サービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。
- ③ 不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信に当たってはサーバー等機器と通信回線を分離する機能を備えること。
- ④ 情報システムのなりすましを防止するために、サーバーの認証機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバー等の接続を防止する機能を備えること。

### **6.2.3 その他共通事項**

#### **(1) 運用者端末に係るセキュリティ対策**

- ① システム運用にて利用する運用者端末に対し、アンチウイルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を行うこと。
- ② 運用者端末を操作できる職員を特定の上、職員の認証及びアクセス制御を行うこと。
- ③ 各サーバーとの接続に際し、運用者端末の端末認証を行うこと。
- ④ データセンター及びシステム運営者環境外からシステムの運用管理を行う場合（リモートメンテナンス）、②、③における職員認証及び端末認証をより厳格に行うこと。またシンクライアント技術等の適用により、リモートメンテナンスにおけるセキュリティ確保等の対策を検討すること。
- ⑤ 上記の運用者端末経由でのシステム管理やシステム操作に対し、ログ等に記録し、履歴を管理できること。また履歴に基づき、定期的な監査を行い、不正アクセスや内部不正等が起こった場合、早期に発見し対処すること。

## (2) 設備管理に係るセキュリティ対策

- ① サーバー機器等を配置するデータセンター等においては、部外者がアクセスできないよう、サーバー機器を配置する場所を隔離し、これへの入退室を制限できること。また入退室が許可されているシステム運用者等を特定・認証し、権限に応じて入退室を許可すること。
- ② サーバー機器や運用者端末が盗難又は不正な設定が施されないよう、各機器の施錠管理等を行うこと。
- ③ ①におけるサーバー機器を配置する場所においては、監視カメラ等を設置し、その作業の過程を映像として記録すること。
- ④ ①において、システム運用作業に携わる業者を特定し、当該業者による作業内容や作業時期等を事前に把握、管理できるよう、施設管理を行うこと。
- ⑤ システムにおけるセキュリティ対策やネットワークにおけるセキュリティ対策等に加え、上記における作業記録等を併せて、定期的に監査を行うこと。作業手順等の逸脱が発覚した場合、早期に事象の報告と改善策の検討を行うこと。

総 行 情 第 7 7 号  
平成 27 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 市 区 町 村 長 殿

総務大臣 山 本 早 苗  
( 公 印 省 略 )

新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について

日本年金機構における個人情報流出事案は、多くの住民情報を扱う地方自治体にとって重大な警鐘となりました。この事案を受けて、総務省においては、地方自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するため、「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」（座長：佐々木東京電機大学教授）を設置したところであり、去る11月24日に、

- (1) マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること
- (2) マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割すること
- (3) 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じること

との、三層からなる対策を講じることにより、早急に各地方自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることが必要であるとの報告をいただいたところです。

総務省としても、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、マイナンバー制度及び地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、各地方自治体において、情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要であると考えます。

各地方自治体におかれては、三層からなる対策を講じていただくことにより、情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組まれますようお願いいたします。特に、都道府県におかれては、自らの情報セキュリティ対策の充実を図られるとともに、「自治体情報セキュリティクラウド」の構築をはじめ、貴都道府県内市区町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援にも努めていただきますようお願いいたします。

なお、総務省としては、平成27年度補正予算案（平成27年12月18日閣議決定）において、「自治体情報セキュリティ強化対策事業」を計上するなど、各地方自治体の情報セキュリティに係る取組みへの支援をいたしますが、その詳細については、別途お知らせします。



この資料には、番号制度に係る関係法令に規定された  
秘密保持義務を負うべき情報が含まれています。

## 自治体中間サーバー・プラットフォーム

### ASPサービス仕様書

第02.10版

平成29年2月24日

地方公共団体情報システム機構

変更履歴

項	版数	発行日	変更箇所 (頁)	変更 区分	変更内容
1	01.00	平成27年 7月17日	-	-	新規作成
2	02.00	平成28年 3月25日	2	更新	「図 1.1 1 ドキュメント体系」を更新
3			7	追加	「表 1.1-1 団体業務データ及びVPN装置の役割分担」※2の記載を追加
4			11	更新	「表 3.3 1 サービス提供時間」におけるサービス提供時間を更新
5			12	更新	「図 3.3 1 通常運用スケジュール」における運用スケジュールを更新
6			16	更新	「5.5 災害対策」の記載内容を更新
7			18	追加	「6.2 自治体中間サーバー設定用パラメータ変更」を追加
8			19	更新	「6.4 市町村合併対応等」の目次タイトルを更新 市町村合併対応等の想定パターンを更新
9			20	更新	「7.5 情報保有機関の連絡体制変更時の機構への通知について」の記載内容を更新
10			21	更新	「7.8 本サービスの提供に係る相互の連絡調整について」の記載内容を更新
11			02.10	平成29年 2月24日	1
12	2	更新			「図 1.1 1 ドキュメント体系」を更新
13	9	更新			「表 3.1-1 自治体中間サーバー・ソフトウェアの機能概要」の記載内容を更新
14	18	削除			「6.2 自治体中間サーバー設定用パラメータ変更」を削除

## 目次

1 はじめに .....	1
1.1 本書の目的と位置づけ .....	1
1.1.1 本書の目的 .....	1
1.1.2 本書の位置づけ .....	2
1.2 用語の定義 .....	3
2 自治体中間サーバー・プラットフォームサービスについて .....	6
2.1 本サービスの全体イメージ .....	6
2.2 接続構成と管理範囲 .....	7
3 提供サービスの概要 .....	9
3.1 業務サービス .....	9
3.1.1 自治体中間サーバー・ソフトウェア機能 .....	9
3.1.2 サポートサイト .....	10
3.1.3 ヘルプデスク .....	10
3.2 運用サービス .....	10
3.2.1 システム監視 .....	11
3.2.2 システム運用 .....	11
3.3 サービス提供時間 .....	11
3.3.1 運用スケジュール .....	12
3.4 情報保有機関ごとの資源割当て .....	12
4 セキュリティ対策 .....	13
4.1 利用者の役割ごとのアクセス権限 .....	13
4.2 不正アクセスの検知、証跡ログの取得 .....	13
4.3 サーバ認証等によるなりすまし防止 .....	14
4.4 マルウェア対策 .....	14
4.5 暗号化によるデータ保護 .....	14
4.6 物理対策 .....	15
4.7 情報セキュリティ監査 .....	15
5 信頼性及び可用性の確保 .....	16
5.1 データベース・サーバの可用性対策 .....	16
5.2 アプリケーション・サーバの可用性対策 .....	16
5.3 保存領域の冗長化 .....	16
5.4 団体業務データ保存領域の東西データセンターによる相互バックアップ .....	16
5.5 災害対策 .....	16
5.6 運用監視拠点の独立 .....	17
5.7 データセンターの信頼性確保 .....	17
6 その他運用サービス .....	18
6.1 管理者アカウントの払出し・再発行 .....	18

6.2 証明書の管理 .....	18
6.3 市町村合併対応等 .....	19
7 サービス利用に当たっての留意事項 .....	20
7.1 機構から情報保有機関に対するサービス提供について .....	20
7.2 負担金の決定及び通知について .....	20
7.3 サービス仕様の変更及び通知について .....	20
7.4 サービスの一時的な停止及び通知について .....	20
7.5 情報保有機関の連絡体制変更時の機構への通知について .....	20
7.6 各種アカウントの管理について .....	20
7.7 本サービス利用環境の整備及び維持について .....	21
7.8 本サービスの提供に係る相互の連絡調整について .....	21

## 1 はじめに

地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)におけるASPサービスとして自治体中間サーバー・プラットフォーム ASPサービス(以下「本サービス」という。)の提供を行う。

本サービスは、地方公共団体情報システム機構業務方法書(地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号。)第23条第1項の規定に基づき、機構の業務方法について基本的事項を定めるもの。)第7条第2号に定める「中間サーバー・プラットフォームに関するシステムの整備及び運営」を機構が行うものである。

本サービスでは、地方公共団体の経費削減、統一的なセキュリティの強化及び確保、相互バックアップによる災害時の業務継続性強化、運用の安定性の確保等の観点から、自治体中間サーバーの共同化・集約化を図ることとしている。

### 1.1 本書の目的と位置づけ

#### 1.1.1 本書の目的

本書は、機構が情報保有機関に対して提供する本サービスの内容及び留意事項等について記しているドキュメントであり、提供されるサービスについて情報保有機関による理解を深める事を目的としている。

本書は、番号法附則第1条第5号に掲げる施行期日以降に行われる地方公共団体による情報連携の開始以降に提供されるサービスの内容について記している。本サービス内容については、平成26年12月19日地情機第1157号「中間サーバー・プラットフォームASPサービスの利用申込みについて(通知)」に添付した別添「自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書」により周知しているところであるが、本書においては現在までに行われた設計結果等を踏まえ、より具体的な説明をしている。第02.10版では、第02.00版配付後に追加された自治体中間サーバー・ソフトウェア機能の追記及び、自治体中間サーバー設定用パラメータ変更の項目を削除している。

なお機構は、自治体中間サーバー・プラットフォームの構築を平成27年度中に行い、平成28年4月からサービス提供を開始しているが、平成28年4月以降から番号法附則第1条第5号に掲げる施行期日までの間の自治体中間サーバー利用時間等、本書と相違する部分については、別途事務連絡等で通知する。なお、本書では「番号法附則第1条第5号に掲げる施行期日」は地方公共団体の情報連携開始日を意図したものとして表記している。

### 1.1.2 本書の位置づけ

情報保有機関のシステム管理者及び業務担当者は、本サービスを利用するために、ASPサービス利用マニュアル及び自治体中間サーバー・ソフトウェアのマニュアル類等のドキュメントを参照して、サービスを利用することになる。

情報保有機関が利用するドキュメントの体系と本書の位置づけを以下に示す。

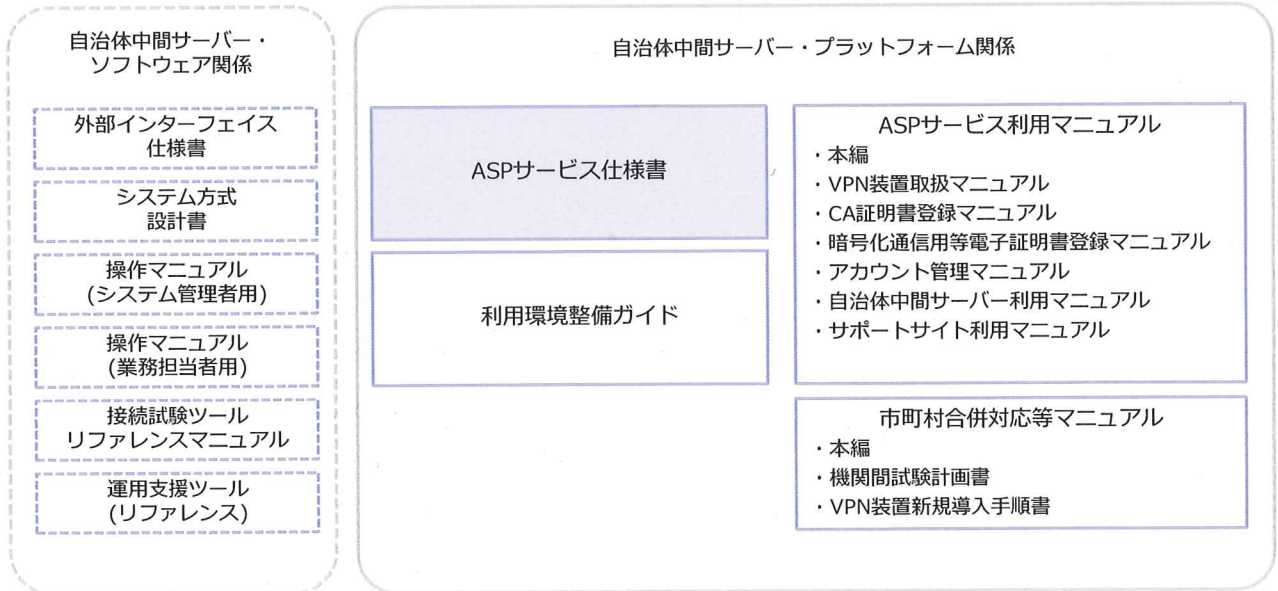


図 1.1-1 ドキュメント体系

## 1.2 用語の定義

本書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1.2-1用語の定義

項番	用語	説明
1	自治体中間サーバー	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン第2章第3節情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」において、情報連携の対象となる特定個人情報を保有・管理し、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と既存システムとの情報の授受について、仲介を行う役割を担うものを指す。
2	自治体中間サーバー・プラットフォーム	自治体中間サーバーを構成するために集約設置された機器等を指す。東西2か所のDCに集約し、相互バックアップを実現している。また、自治体中間サーバーの利用に関係するサポートサイト、CA、ヘルプデスク、運用監視を含む。
3	自治体中間サーバー・ソフトウェア	法令(政省令、告示、条例等を含む。)等に基づいて情報保有機関において業務上行われる特定個人情報の照会及び提供それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す。ハードウェアを含まない。
4	自治体中間サーバー接続端末	業務担当者が、自治体中間サーバーの機能を使うために接続する端末を指す。
5	情報提供ネットワークシステム	特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織で総理大臣が設置、管理するものを指す。(番号法第2条第14項)
6	既存システム	各情報保有機関において個人情報を保有・管理するシステム(基幹系システム、システム共通基盤等)を指す。
7	団体内統合宛名システム	既存システムのうち、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン第2章第4節 団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン」における地方公共団体で業務横断的に宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行う団体内統合宛名システムを指す。特に明示が無い限り、団体内統合利用番号連携サーバーも含む。
8	住基システム	市区町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく業務を行うシステムを指す。
9	認証局(CA)	自治体中間サーバーと自治体中間サーバー接続端末とのSSL通信を実現するためのデジタル証明書発行等を行うルート認証局を指す。
10	自治体中間サーバー用CA証明書	自治体中間サーバー・プラットフォームに構築する認証局(CA)の自己署名証明書を指す。 自治体中間サーバーのサーバ証明書が信頼された認証機関から発行されたことを確認するために用いる。
11	自治体中間サーバー設定用パラメータ	自治体中間サーバーのユーザ登録に関する設定、住基システム又は団体内統合宛名システムと自治体中間サーバーとのシステム間連携に関する設定等、情報保有機関で決定する自治体中間サーバーの構築に必要なパラメータの総称。

項番	用語	説明
12	情報保有機関	番号法別表第二の第1欄に規定される情報照会者及び第3欄に規定される情報提供者を指す。自治体中間サーバー・プラットフォームでは、「都道府県知事」、「市町村長(特別区の区長を含む)」、「都道府県教育委員会」、「市町村教育委員会」及び自治体中間サーバーを利用し情報連携を行う「一部事務組合」、「広域連合(後期高齢者医療広域連合を除く)」を指す。
13	一部事務組合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体(都道府県、市町村)や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。
14	広域連合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体(都道府県、市町村)や特別区が、広域にわたり処理することが適当であると認める事務に関し、その事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設ける特別地方公共団体。
15	サポートサイト	自治体中間サーバーに関する各種情報提供、情報保有機関からの各種連絡及び問い合わせ等を受け付けるWebシステムを指す。
16	ヘルプデスク	情報保有機関からの自治体中間サーバーに関する各種問合せを電話、FAX及びメールで受け付ける。また、回答作成のため自治体中間サーバー・プラットフォーム構築・運用事業者内及び当機構をはじめとした各機関とのやり取りを担う者を指す。
17	業務担当者	自治体中間サーバーを利用して業務を行う者の総称。符号に関わる業務、副本に関わる業務、情報照会業務及び情報提供業務等を行う。
18	システム管理者	自治体中間サーバーにおけるシステム利用の管理者を指す。ユーザ管理、権限管理等の管理業務を行う。
19	システム運用者	自治体中間サーバーの運用、監視を行う者を指す。
20	特定個人情報	自治体中間サーバーに副本として保存する個人情報を指す。自治体中間サーバー上には個人を識別可能な情報を保存しないため、個人番号は含まない。
21	符号取得業務	番号法附則第2条に規定する「法律の実施のために必要な準備行為」として実施する、機関別符号(番号法第2条第8項に規定する「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号」を指す。)の払出しに係る業務を指す。
22	情報照会・提供等業務	情報提供ネットワークシステムから配付される照会許可照合リスト等の各種マスタファイルの管理業務や情報提供等記録開示システムとの連携に係る業務、情報提供等監視・監督業務を含めた情報照会・提供に係る業務を示す。
23	団体業務データ	自治体中間サーバーにおいて自治体中間サーバー・ソフトウェアを利用し各情報保有機関が主体となり登録・維持管理するデータを指す。
24	生体認証	人間の体の特徴を利用する認証方法。顔、指紋、静脈などを利用して本人確認を行う認証方式を指す。
25	負荷分散	外部から送られてくるデータや処理要求を、同等に機能する複数の装置に振り分けて一台あたりの負荷を抑えることを指す。



項番	用語	説明
26	冗長化	システムや通信回線の信頼性を高めるために、同じように機能する複数のシステムを用意すること。二重化、多重化ともいう。
27	DC (Data Center)	データセンターの略称。東西にそれぞれ1拠点存在する。
28	LGWAN-ASP	LGWANを介して、利用者である地方公共団体の職員に提供するASPサービスのこと。
29	FW (Firewall)	特定のネットワークとその外部との通信を制御し、内部のコンピュータネットワークの安全を維持することを目的としたソフトウェア(あるいはそのソフトウェアを搭載したハードウェア)を指す。
30	LB (Load Balancer)	外部から送られてくるデータや処理要求を、同等に機能する複数の装置に分散させる装置を指す。
31	VPN (Virtual Private Network)	広域網や公衆回線等に接続している拠点間を認証技術や暗号化を用いて保護し、専用線であるかのような接続を可能とする技術を指す。
32	IPS (Intrusion Prevention System)	ネットワークの境界に設置し、サーバやネットワークへの不正侵入を阻止するシステムを指す。
33	サンドボックス (Sandbox)	保護された領域内でプログラムを動作させることで、その外へ悪影響が及ぶのを防止するセキュリティモデルを指す。
34	SSL (Secure Sockets Layer)	インターネットなどのTCP/IPネットワークでデータを保護するため、暗号化して送受信するプロトコルのうちの一つを指す。
35	DoS攻撃 (Denial of Services attack)	通信ネットワークを通じてコンピュータや通信機器などに行われる攻撃手法の一つで、大量のデータや不正なデータを送りつけて相手方のシステムを正常に稼働できない状態に追い込むこと。サービス拒否攻撃ともいう。
36	フィッシング (Phishing)	金融機関 (銀行やクレジットカード会社) などを装った電子メールを送り、そのリンクから偽サイト (フィッシングサイト) に誘導し、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為を指す。
37	標的型攻撃	特定の個人や組織、情報を狙ったサイバー攻撃のこと。企業や国家の機密情報の詐取を目的に行われることが多い。

## 4 セキュリティ対策

機構は、本サービスで扱う特定個人情報を不正アクセスや侵入等の脅威から守るために、以下の対策を実施する。

### 4.1 利用者の役割ごとのアクセス権限

機構は、自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者の役割ごとのアクセス権限を設定する。なお、本サービスを利用する情報保有機関職員の役割ごとのアクセス権限は自治体中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能を用いて情報保有機関にて設定を行う。

自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者のアクセス権限を以下に示す。

表 4.1-1 自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者のアクセス権限

項目	概要
アクセス権限	自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者に対して、職責や担当業務に応じた利用可能な機能やアクセス範囲を必要最小限に制限することで適切なアクセス権による運用を実施する。
	自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者に対して、団体業務データへのアクセス権を付与しないことで、特定個人情報に結びつく情報の漏えいを防止する。
生体認証	運用監視拠点の運用端末は、生体認証による利用制限を行い、不正な端末利用を防止する。
パスワード認証	自治体中間サーバー・プラットフォームのOSの利用にはログオン・パスワードによる認証を行う。ログオン・パスワードは規定の複雑さを必要とし、文字数下限の設定、認証試行回数の制限及び履歴管理による同一パスワードの制限を実施する。
権限分離	自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者に対して、単独で実施可能な権限を付与せず、権限分離による対策を実施する。それによりシステム運用者による不正を防止する。

### 4.2 不正アクセスの検知、証跡ログの取得

機構は、不正アクセスや過剰なアクセスによるシステムダウン等を防止するための対策及び検知を実施する。また、団体業務データへのアクセス等の証跡ログを記録し、不正アクセス監視及び改ざん検知を実施する。不正アクセスの検知及び証跡ログの取得を以下に示す。

表 4.2-1 不正アクセスの検知及び証跡ログの取得

項目	概要
侵入防止	FWにより情報保有機関と本サービスの通信を制御し、不正な通信を遮断する。
標的型攻撃対策	LGWANから不正プログラムを送り込む脅威及び自治体中間サーバー・プラットフォームから不正プログラムを送り込む脅威に対して、サンドボックスによる解析を実施する。

項目	概要
	IPSで通信中に含まれる不正アクセス(Dos攻撃等)に関するパケットを遮断する。
監視・追跡	団体業務データへのアクセスを証跡として記録する。
	不正アクセス監視及び改ざん検知を実施する。
	データセンターや運用監視拠点等の監視カメラの映像及び入退室の記録を証跡として記録する。

#### 4.3 サーバ認証等によるなりすまし防止

機構は、サーバ認証等によるなりすまし防止を実施する。なりすまし防止を以下に示す。

表 4.3-1 サーバ認証等によるなりすまし防止

項目	概要
なりすまし防止	証明書を使ったサーバ認証によりフィッシング等の偽装サイトへの接続を防止する。

#### 4.4 マルウェア対策

機構は、ウィルスやワーム等の悪意のあるソフトウェアによる脅威に備えるためマルウェア対策を実施する。マルウェア対策を以下に示す。

表 4.4-1 マルウェア対策

項目	概要
マルウェア対策	マルウェア(ウィルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、マルウェア対策機能を導入する。また、感染経路の制限による感染予防及びウィルス対策機能による感染の予防・検知・通知・適切な除去を実施する。

#### 4.5 暗号化によるデータ保護

機構は、通信、データベース及びバックアップデータを暗号化することによりデータ保護を実施する。暗号化によるデータ保護を以下に示す。

表 4.5-1 暗号化によるデータ保護

項目	概要
通信の暗号化	VPN装置で情報保有機関と本サービスの通信を情報保有機関ごとに分離するとともに、通信を暗号化することでデータ保護を行う。
	東西データセンター拠点間及び運用監視拠点と東西データセンター拠点間の通信を暗号化することでデータ保護を行う。

項目	概要
データベースの暗号化	特定個人情報を保管するデータベースの情報は、情報保有機関ごとに異なる暗号化を実施しデータを保護する。
バックアップデータの暗号化	特定個人情報を含む業務データのバックアップデータは暗号化を実施しデータを保護する。

#### 4.6 物理対策

機構は、運用監視拠点及び東西データセンター拠点の入退室時における不正な侵入を防止する対策を実施する。また、東西データセンター拠点及び運用監視拠点の各拠点間通信は、専用回線を用いて閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する。物理対策を以下に示す。

表 4.6-1 物理対策

項目	概要
入退室管理	運用監視拠点の入退室時は、生体認証により不正な侵入を防止する。 データセンターの入退室時の2要素認証及び監視カメラによる24時間常時監視を行うことで、不正な侵入を防止する。
拠点間通信	東西データセンター拠点間及び運用監視拠点と東西データセンター拠点間の通信回線は、専用回線を用いて閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する。

#### 4.7 情報セキュリティ監査

機構は、本サービスにおける情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に整備・運用されているかを点検・評価するために、外部によるセキュリティ監査実施者(以下、監査実施者という。)による情報セキュリティ監査を年1回実施する。

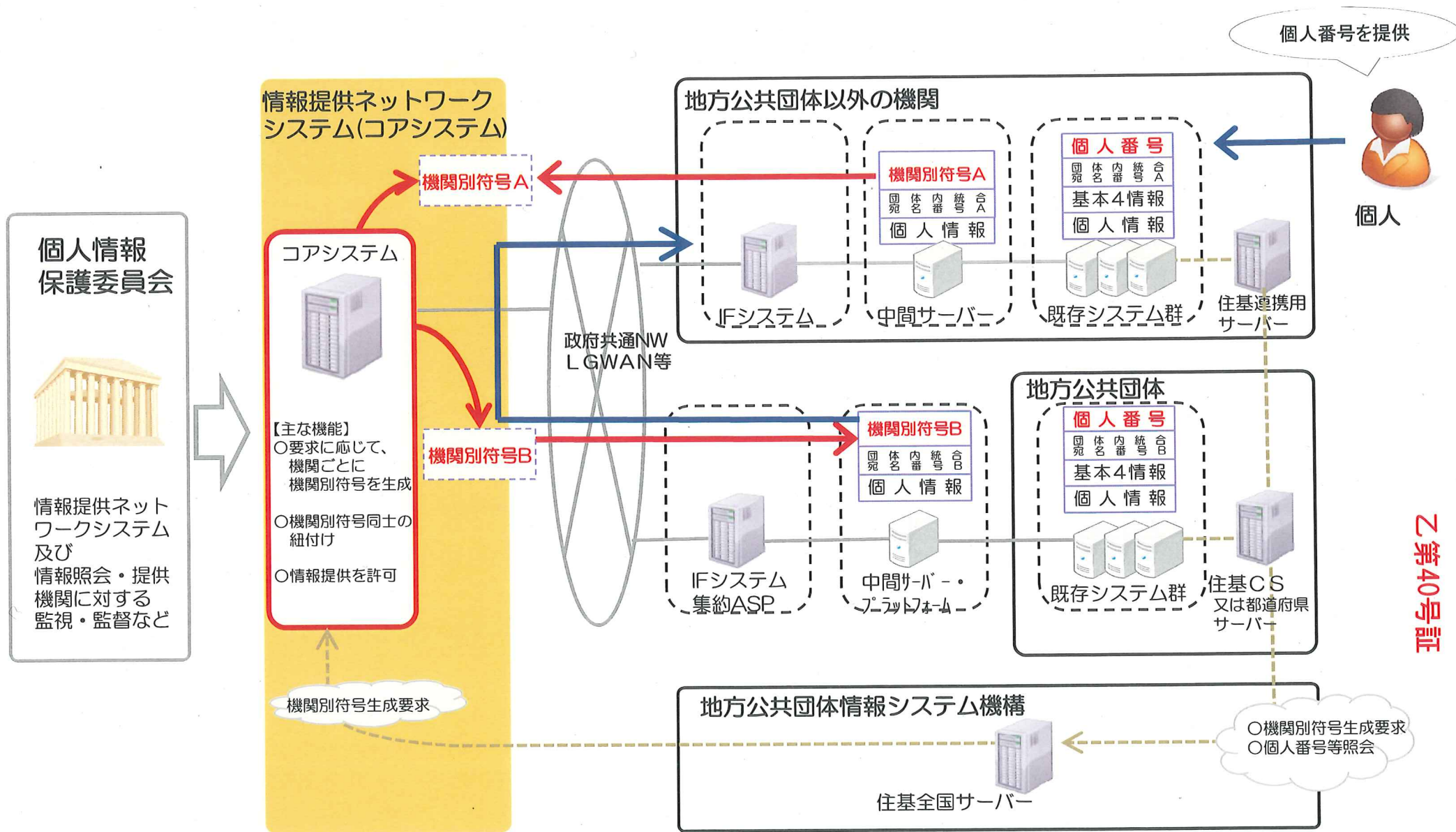
また、監査の結果に基づき情報セキュリティ上の問題点の指摘と改善の方向性の提言をまとめ、必要な改善を行う。

実施する情報セキュリティ監査を以下に示す。

表 4.7-1 情報セキュリティ監査

項目	概要
監査対象	自治体中間サーバー・プラットフォーム及び運用業務を対象とする。
監査方法	機構は、年度ごとに外部の監査実施者による監査を受ける。
監査結果の公開	機構は、監査結果を適切な範囲で情報保有機関へ公開する。

# マイナンバー制度における情報連携のシステム概要



乙第40号証

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させることが必要である。このため、本システムにおいて不正な情報取得が行われないようシステムを設計し、特定個人情報の一元管理・把握が不可能な仕組みの導入等、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

番号制度導入の目的である迅速かつ安全な情報連携を実現するため、情報提供ネットワークシステムは特定個人情報の照会・提供の媒介を行う。情報提供ネットワークシステムで保持する特定個人情報については、業務上必要最小限のものとする事で、特定個人情報の一元管理・把握を回避する。また、番号法上認められた情報連携以外はシステム上連携しないなど、不正な情報連携の防止を図る。

## 評価実施機関名

総務大臣

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

平成26年12月2日

## 公表日

平成29年5月30日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務
②事務の内容 ※	<p>社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度である。個人番号の利用は、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現を旨として行うものである。情報提供ネットワークシステムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき特定個人情報の正確かつ安全な連携を行うために設置されるシステムである。個人情報についてはこれまでどおり、行政機関や地方公共団体等の情報照会者又は情報提供者（以下「情報照会者等」という。）がそれぞれの事務を遂行するために必要な情報を分散して管理することとし、情報照会者等が保有していない個人情報を必要とする場合には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うこととする。これにより、個人情報を特定の情報照会者等へ集約したり、情報提供ネットワークシステムにて一元管理しないものとする。情報提供ネットワークシステムにより実現する事務は、次のとおりである。</p> <p>(1) 符号の生成（根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第20条）          情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。すなわち、情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携を行う際に符号を用いることにより、万が一、符号が漏えいした場合でも、符号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止することとしている。これを実現するため、情報提供ネットワークシステムは、情報照会者等からの依頼を受け、各種符号（連携用符号、情報提供用個人識別符号）を生成する。</p> <p>(2) 情報連携の媒介（根拠法令：番号法第21条）          情報照会者からの情報照会を情報提供者に対し連絡し、情報照会・提供の媒介を行う。情報の一元管理を防止するため、本機能においては、情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の照会・提供に係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない。          また、番号法で認められた範囲（番号法第21条第2項）を超えて情報連携を行うことを防止するため、情報保有機関が情報提供ネットワークシステムとの接続開始時に、接続申請により特定個人情報保護評価が適切に実施されていることを確認する。また、情報照会者等が情報連携を行う都度、情報照会の内容と情報提供ネットワークシステム内で管理するファイルとを照合して当該情報連携が番号法で認められた事務等の範囲であることを確認する。なお、番号法で認められる範囲を超えている場合は情報連携を行わない。</p> <p>(3) 情報提供等の記録の管理（根拠法令：番号法第23条）          番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項については情報提供等の記録として保存する。情報提供等の記録を参照することで、いつどこで誰の特定個人情報が照会・提供されたのかを把握することができる。情報提供等の記録として保存するのは、情報照会・提供を行った日時や特定個人情報の項目などの記録のみであり、提供された情報の内容が記録されることはない。          情報提供等記録開示システムを介した本人からの情報提供等の記録の提供要求がなされた場合には、情報提供等の記録を提供する。また、番号法第35条第1項の規定により、個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第12号の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。          番号法第35条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会への報告については、犯罪捜査を目的としたものではない。</p> <p>(※) 平成29年7月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定。当該システムにより、自らの特定個人情報がどのように利用されたのかを確認すること等が可能になる。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 1,000人未満          2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満          5) 30万人以上</p>



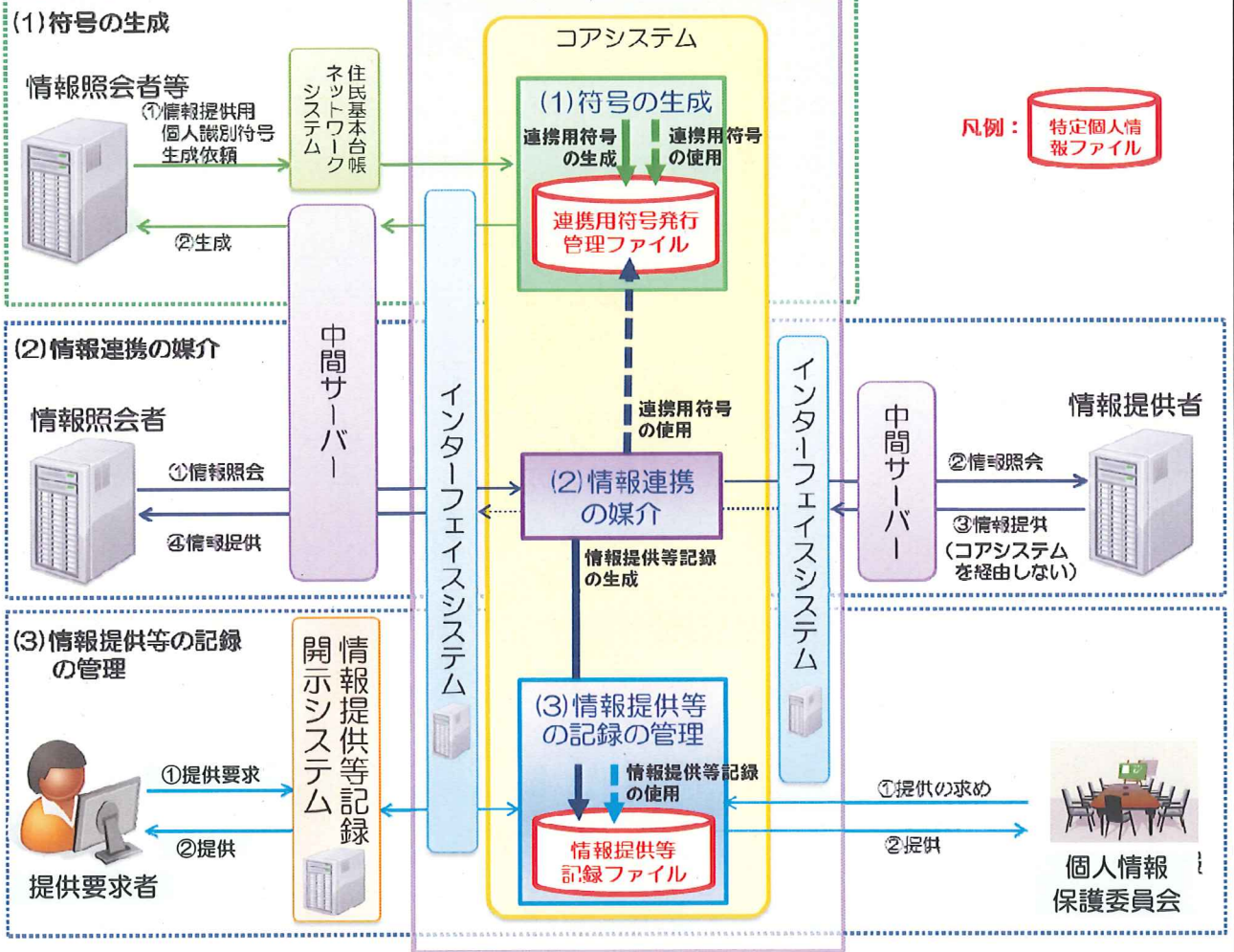
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	<p>情報提供ネットワークシステム</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、コアシステムとインターフェイスシステムにて構成されている。コアシステムは、情報提供ネットワークシステムの中核的な機能を担い、(1)符号の生成、(2)情報連携の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の3つの機能を有する。</p> <p>(1)符号の生成  ・連携用符号及び情報提供用個人識別符号は、情報連携の媒介開始前にあらかじめ生成しておく必要があり、次の手順により生成する。  ・情報照会者等から情報提供用個人識別符号生成の依頼を受ける。  ・情報照会者等から、住民基本台帳ネットワークシステムを介して、情報提供用個人識別符号生成の対象者の住民票コードを受領する。  ・住民票コードを基に、暗号演算により、対象者ごとに異なり、情報提供用個人識別符号等の生成の基となる全ての情報照会者等に共通の連携用符号を生成し、連携用符号発行管理ファイルに保存する。住民票コードは連携用符号生成後に直ちに削除する。  ・連携用符号に暗号演算による変換を行うことにより、情報照会者等ごとに異なる情報提供用個人識別符号を生成し、依頼元の情報照会者等へ送信する。情報提供用個人識別符号は情報提供ネットワークシステムに保存しない。情報提供用個人識別符号の生成は、一連のシステム処理で自動的に行われており、連携用符号発行管理ファイルにより確認を行うことで、誤った情報照会者等へ提供されない仕組みとしている。  ・また、情報連携が行われる際にはその情報連携の記録を情報提供等記録ファイルに保存することとしているが、その際も、個人を特定するために、連携用符号に暗号演算による変換を行うことにより、情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。</p> <p>(2)情報連携の媒介  ・情報照会者から、情報提供用個人識別符号による情報照会要求を受信する。  ・情報照会者が、番号法で認められる範囲(番号法第21条第2項)かどうかの確認を行い、情報提供用個人識別符号及び照会内容等を情報提供者へ送信する。  ・情報提供者は、情報照会者に対し、特定個人情報の提供を行う。情報提供は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを介して行われる。これにより、コアシステムにおいて特定個人情報が蓄積されることを防止する。情報提供の媒介は、一連のシステム処理にて自動的に行われることにより、誤った情報が提供されない仕組みとしている。</p> <p>(3)情報提供等の記録の管理  ・番号法第23条の規定に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する記録を自動的に作成し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、情報提供等の記録に関する提供要求等において個人を識別するものとして、個人番号(マイナンバー)を用いずに、情報提供等記録用符号を用いる。情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる都度、当該システム内で自動的に連携用符号から情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。  ・情報提供等記録開示システムを介して本人から提供要求を受信した際に、該当する情報提供等の記録を抽出し、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムへ送信する。  ・番号法第35条第1項の規定により、個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第12号の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。  ・情報提供等の記録を基に、各種統計処理を実施する。</p> <p>インターフェイスシステムは、情報提供ネットワークシステムの一部として情報照会者等となる国や地方公共団体等及び情報提供等記録開示システムの設置機関ごとに配置され、情報照会者等側のシステムとコアシステム等との接続の役割を担うシステムである。  情報連携を行う場合において、情報照会者はコアシステムを通じて照会を行うこととなるが、情報提供者が情報照会者に特定個人情報を提供する際は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを介して行われる。これにより、コアシステムに特定個人情報が蓄積されないようにし、情報の一元管理が行われない仕組みとしている。また、情報提供等記録開示システムを介した本人からの情報提供等の記録の提供要求がなされた場合には、コアシステムに保存されている記録を、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムに送信する。インターフェイスシステムは、情報を送信・受信するのみであり、特定個人情報は蓄積されない仕組みとしている。</p>
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ O ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 情報提供等記録開示システム、各情報照会者等のシステム、個人情報保護委員会)の監視・監督システム )</p>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 連携用符号発行管理ファイル 2. 情報提供等記録ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>情報提供ネットワークシステムの符号の生成機能及び情報提供等の記録の管理機能については、次の必要性から、特定個人情報ファイルとして連携用符号発行管理ファイル及び情報提供等記録ファイルを保有する。</p> <p>(1)連携用符号発行管理ファイル 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいて個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。このため、情報提供ネットワークシステムは各種符号(連携用符号、情報提供用個人識別符号)を生成することとしており、①連携用符号の重複生成防止、②情報提供用個人識別符号の発行の有無の判定、③障害時等の調査を行うことを目的として、符号の生成・変換に必要な連携用符号管理情報を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。</p> <p>(2)情報提供等記録ファイル 番号法第23条の規定において、情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項についての情報提供等の記録を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1. 国民の行政手続負担の軽減 社会保障・税に係る行政手続における添付書類の削減が期待できる。</p> <p>2. 公正・公平な行政の実現 所得のより正確な捕捉により、きめ細やかな新しい社会保障制度の設計に資すると期待できる。</p> <p>3. 行政の効率化 情報を電子的に迅速に授受することにより、行政事務の効率化が見込まれ、効率化された人員や財源を国民サービスにより振り向けることが期待できる。</p> <p>4. 開示請求者等からの開示請求等への対応 開示請求者等は、いつ誰が情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか確認できる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・第21条第2項(情報提供ネットワークシステム) ・第23条第3項(情報提供等の記録) ・第24条(秘密の管理)</p> <p>2. 番号法施行令 ・第20条第6項・第7項(情報提供用個人識別符号の取得) ・第27条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務省大臣官房個人番号企画室
②所属長	官房参事官(個人番号企画室長) 下仲宏卓
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

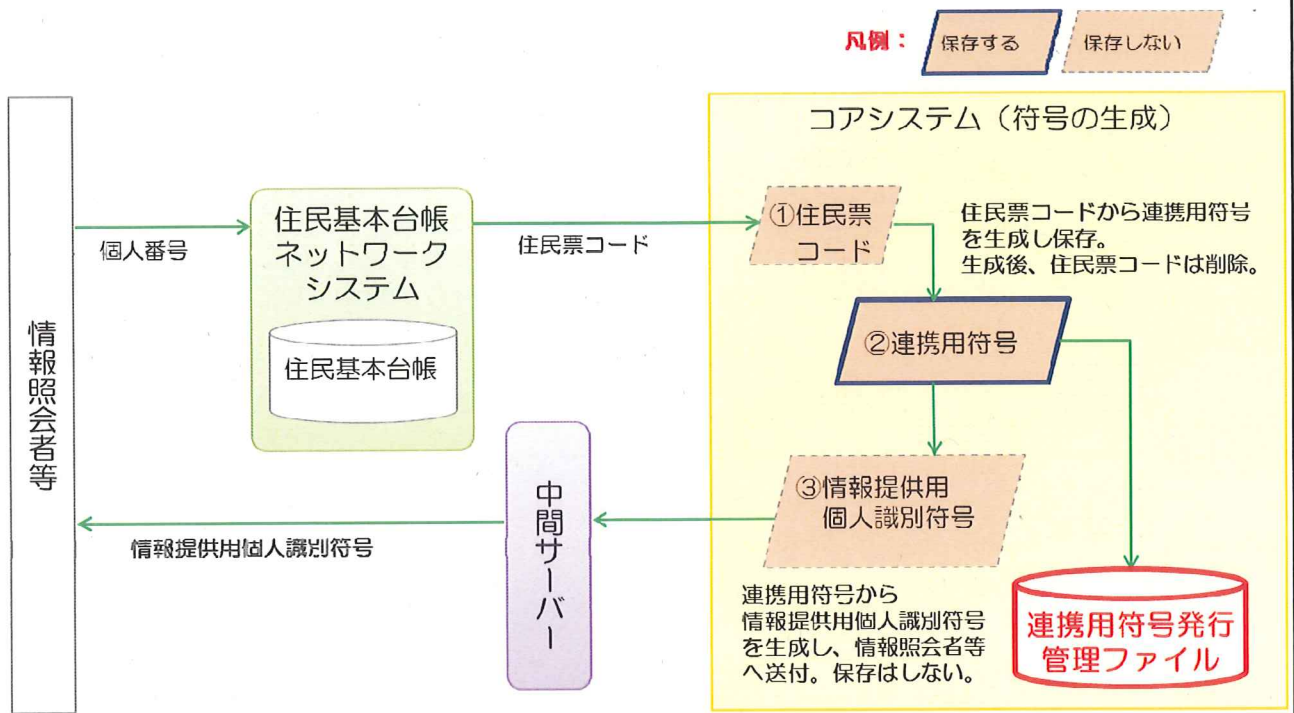
【全体イメージ図】

情報提供ネットワークシステム



図中の(1)符号の生成、(2)情報連携の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の詳細を、以下それぞれ示す。

(1) 符号の生成



(2) 情報連携の媒介

